

写真俳句連絡協議会定款

第1章（総則）

第1条（名称）本会は写真俳句連絡協議会（通称「写俳連」）と称する。

第2条（事務局）本会は事務局を東京都千代田区九段南1-5-6りそな九段ビ5F
KSフロア（資）ウーニクス内に置く。

第2章（目的及び事業）

第3条（目的）本会は写真と俳句（五七五）のコラボレーションをひとつの表現文芸として楽しむ個人及び各種団体が、情報共有のネットワーク化を図り、会員の主体的な参加を通じて、創作活動の普及を図ることを目的とする。

第4条（事業）本会は目的を達するため次の活動をする。

1. 写真俳句の普及
2. 写真俳句に関する情報共有
3. 写真俳句の講座提供、講師派遣、講師養成
4. 写真俳句コンテスト、イベントの企画及び開催
5. 各種団体、個人の交流連携に係わる諸事業
6. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章（会員及び会費）

第5条（会員）本会は会員から構成される。

1. 会員は目的に賛同して入会する個人・法人・団体からなる
2. 会員は本会事業に協力しようとするものである

第6条 入会は申込書を代表に提出し、代表の承認を得なければならない。

第7条（会費）会員は総会の定めるところにより会費を納めなければならない。

一般賛助会員	個人	年額	1口	3,000円
特別賛助会員	団体・法人等	年額	1口	10,000円

第8条（退会）退会は退会届を代表に提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
- (1) 本人が死亡した場合
 - (2) 会費を2年以上納入しないとき

第4章（役員）

第9条 本会に次の役員を置く

1. 会長1名
2. 副会長1名

3. 理事数名

4. 監査役1名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条（職務）会長は、この会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

第11条（解任）役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会または臨時総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第5章（総会）

第12条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則、事業等の変更

(2) 解散

(3) 事業報告及び収支予算

(4) 役員を選任又は解任

(5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

第6章（事業年度）

第14条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章（事務局）

第15条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

第8章（委任）

第16条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第9章（変更）

第17条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附則

1. この定款は設立総会（平成 27 年 10 月 20 日）により決定した。
2. 本会の設立年月日は平成 27 年 10 月 20 日とする。
3. 本定款は平成 27 年 10 月 20 日から施行する。
4. この団体の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長： 中村廣幸

副会長： 矢崎英夫

理事： 山口亜希子

理事： 石井強詞

理事： 関武士

理事： 斉藤牧子

監査役： 木村満美

名誉顧問： 森村誠一

写真俳句連絡協議会 事務局

102-0074

東京都千代田区九段南 1-5-6 りそな九段ビル 5F KSフロア

ウーニクス内 写真俳句連絡協議会